

令和2年度千葉県国民健康保険特別会計 剰余金の取扱いについて

1. 令和2年度決算剰余金の内訳について

決算剰余金 約226億円 … ①

うち、国庫負担金等返還額（令和3年度に返還） 約119億円（見込み） … ②

令和3年度納付金減算額 約14億円 … ③

〔令和元年度 決算剰余金 約4.5億円

令和2年度 保険者努力支援制度交付金（事業費連動分） 約9.5億円

→ 国庫返還金等を除いた額（剰余金の残金） 約93億円 … (A) (① - ② - ③)

2. これまでの決算剰余金の取扱い

決算剰余金から国庫支出金等を除いた額を翌々年度の納付金算定時に減算

3. 令和2年度決算剰余金の取扱い方針についての検討

- (1) 金額が多額であることから、これまでと同様の取扱いでは、年度間での納付金の急激な増減が発生
- (2) 国民健康保険法の改正により、財政安定化基金に年度間の財政調整機能が付与（令和4年4月施行）
国の納付金ガイドライン

「医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備え、市町村と協議の上、その一部を財政安定化基金又は都道府県が独自に設立する基金に積み立てることも考えられる。」

4. 取扱い方針

年度間の納付金の急激な増減を抑制することにより、保険料の変動幅の抑制を図ることができることから、国庫返還金等を除いた剰余金の一部を令和4年度納付金の減算に活用することとし、残額は、年度間の財政調整の財源として財政安定化基金へ積み立てることとする。

〔※千葉県国民健康保険財政安定化基金条例の改正が必要。
令和4年2月定例県議会において条例案を提案する予定。（令和4年4月施行）〕

5. 令和4年度納付金の減算に活用する額及び財政安定化基金への積立額

- ・ 令和4年度納付金の減算に活用する額：以下の(1)と(2)を合算額とする。(B)
 - (1) 前期高齢者交付金の精算に伴う影響額
 - (2) これまで決算剰余金を原資に納付金の減算に活用した額を考慮した額
- ・ 財政安定化基金への積立額：国庫返還金等を除いた剰余金から令和4年度減算活用額を控除した額 ((A) - (B))